第三者損害に対する補償費負担等

に関する協議書

　東京都と受注者　　　　　　とは、受注者が施行した　　　年度、　　　　第　　号

　工事に起因して発生した　　　　　　　　の被害に対する補償について、下記により補償を実施し、それぞれ負担することを協議し承諾したので、協議書を取り交わす。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　記

１　協議事項

(1) 補償限度額は別紙明細書のとおりとする。

　　　　（消費税及び地方消費税相当分を含む。）

　　　　　合計　件（被害なし　件含む）　￥　，　，　．－

　　　　　　（　名）

(2) 事後調査費用は　￥　，　，　．－　とする。

（うち消費税及び地方消費税相当額　￥　，　．－）

(3) 補償金、事後調査費用及び口座振込手数料の負担割合は次のとおりとする。　　　　東京都　　％　　　　受注者　　％

２　その他確認事項

(1)　第三者損害に対する補償は、受注者が誠意を持ってこれに当たり、迅速、適切に処理するものとする。

(2)　受注者は補償限度額内で和解を行い、補償完了後所定の様式により補償金、事後調査費用及び口座振込手数料のうち、東京都負担分を請求するものとする。

なお、請求書には、支払った補償金及び口座振込手数料の証拠書類を添付する　 ものとする。

(3)　東京都は受注者から請求があった日から起算して、３０日以内に東京都負担分を支払わなければならない。

(4)　この協議書につき、定めのない事項及び変更すべき特段の事由のあるときは、 別途協議するものとする。

東京都と受注者は、本書２通を作成し、それぞれ記名押印の上、各１通を保有する。

年　月　日

東京都新宿区西新宿二丁目８番１号

東京都公営企業管理者

　　　　　　　　　 　　　　下水道局長　　　　　　　　㊞

第三者損害に対する補償費負担等

に関する協議書（第　回）

　東京都と受注者　　　　とは、受注者が施行した　　年度、　　第　　号　工事に起因して発生した　　　　の所有物件等の被害に対する補償について、下記により補償を実施し、それぞれ負担することを協議し承諾したので、協議書を取り交わす。

　　　　　　　　　　　　　　 　　　　記

１　協議事項

　　　補償限度額は別紙明細書のとおりとする。

　　　　（消費税及び地方消費税相当分を含む。）

合計　　件（被害なし　件含む）￥　,　，　．－

（　　名）

２　その他確認事項

(1) 事後調査費用及び負担割合については、次回以降の被害物件と併せて協議し、決定するものとする。

(2) 第三者損害に対する補償は、受注者が誠意を持ってこれに当たり、迅速、適切に処理するものとする。

(3) 受注者は補償限度額内で和解を行い、補償完了後所定の様式により補償金、事後調査費用及び口座振込手数料のうち、東京都負担分については負担割合が決定した後に請求するものとする。

　 　なお、請求書には、支払った補償金及び口座振込手数料の証拠書類を添付するものとする。

(4) 東京都は受注者から請求があった日から起算して、３０日以内に東京都負担分を支払わなければならない。

(5) この協議書につき、定めのない事項及び変更すべき特段の事由のあるときは、別途協議するものとする。

東京都と受注者は、本書２通を作成し、それぞれ記名押印の上、各１通を保有する。

　　　　　　　年　月　日

　東京都新宿区西新宿二丁目８番１号

東京都公営企業管理者

　　　　　　　　　　　　　　下水道局長　　　　　　　　㊞

第三者損害に対する補償費負担等

に関する協議書（第　回）

　東京都と受注者　　　　とは、受注者が施行した　　年度、　第　号　工事に起因して発生した　　　の所有物件等の被害に対する補償について、下記により補償を実施し、それぞれ負担することを協議し承諾したので、協議書を取り交わす。

記

１　協議事項

(1) 補償限度額は別紙明細書のとおりとする。

　　　　（消費税及び地方消費税相当分を含む。）

合計　　件（被害なし　件含む）￥　，　，　．－

（　　名）

(2) 事後調査費用は ￥　，　，　．－とする。

（うち消費税及び地方消費税相当額　￥　，　．－）

（　年　月　日付、協議書（　　件）を含む。）

(3) 補償金、事後調査費用及び口座振込手数料の負担割合は次のとおりとする。

東京都 　　％ 受注者 　　％

２ その他確認事項

(1)　第三者損害に対する補償は、受注者が誠意を持ってこれに当たり、迅速、適切に処理するものとする。

(2)　受注者は補償限度額内で和解を行い、補償完了後所定の様式により補償金、事後調査費用及び口座振込手数料のうち、東京都負担分を請求するものとする。

なお、請求書には、支払った補償金及び口座振込手数料の証拠書類を添付するものとする。

(3)　　年　月　日付、協議書（　件）の補償金、事後調査費用及び口座振込手数料の負担割合については、本協議事項１(3)のとおりとする。

(4)　東京都は受注者から請求があった日から起算して、３０日以内に東京都負担分 を支払わなければならない。

(5)　この協議書につき、定めのない事項及び変更すべき特段の事由のあるときは、 別途協議するものとする。

東京都と受注者は、本書２通を作成し、それぞれ記名押印の上、各１通を保有する。

　　　　年　月　日

　　　　　　　　　　　　　東京都新宿区西新宿二丁目８番１号

東京都公営企業管理者

　　　　　　　　　　　　　下水道局長　　　　　　　㊞

第三者損害に対する補償費負担等

に関する協議書

　東京都と受注者　　　　とは、受注者が施行した　　年度、　第　号　　工事に起因して発生した　　　　の所有物件等の事後調査を行った結果、下記の事項について、それぞれ負担割合を協議し承諾したので、協議書を取り交わす。

記

１　協議事項

(1)　事後調査を実施した結果、別紙明細書のとおり全て被害は認められなかったこ

ととする。

　　　　　合計　被害なし　　　件（　　名）　￥0．－

(2)　事後調査費用は　￥　，　，　．－　とする。

（うち消費税及び地方消費税相当額　￥　，　．－）

(3)　事後調査費用の負担割合は次のとおりとする。

東京都　１００％　　　　 受注者　０％

２　その他確認事項

(1)　受注者は事後調査の結果について、被害がなかったことに対して、住民に誠意を

もって説明し、理解を得ること。

(2)　事後調査費用については、(1)が終了後、所定の様式により、東京都負担分を請

求するものとする。

(3)　東京都は受注者から請求があった日から起算して、３０日以内に東京都負担分を

支払わなければならない。

(4)　この協議書につき、定めのない事項及び変更すべき特段の事由のあるときは、

別途協議するものとする。

東京都と受注者は、本書２通を作成し、それぞれ記名押印の上、各１通を保有する。

年　月　日

東京都新宿区西新宿二丁目８番１号

東京都公営企業管理者

　　　　　　　　　　　　　 下水道局長　　　　　　　　㊞

協議書別紙明細書

№　　／

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 整理  番号 | 補償物件及び補償対象者 | | | 補償限度額 | 備 考 |
| 物件  概要 | 物件所在地  所有者住所 | 氏 名 |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |
| 計 |  |  |  | 円 |  |
| 件 | 名 |  |